証券取引審議会会長 谷 村 裕 殿

当研究会は、昭和63年9月13日付をもって証券取引制度の諸問題について基本的な検討を行うた めに設置され、まず、金融の証券化をめぐる諸問題について、これまでに11回の会合を開催し、審 議を進めてきましたが、今回これまでの審議の内容について当研究会の中間報告をとりまとめまし たので、ここに提出いたします。

証券取引審議会 基本問題研究会名簿

日立製作所副社長 宮内康夫

日本放送協会解説委員 山田 吉孝

座 長

大阪大学教授

蠟山昌一

委 員

東洋信託銀行専務 荻野晃一 第一勧業銀行専務 加納潔隆 神戸大学名誉教授 河 本 一 郎 東京大学助教授 神田秀樹 経済団体連合会常務理事 小 山 敬次郎 酒 巻 英 雄 野村証券副社長 設 楽 勝 日本生命専務 日本証券業協会常務理事 関 要 三菱重工業副社長 田 代 有 館 龍一郎 東京大学名誉教授 QUICK 取締役社長室長 棚 橋 弘 基 資本市場振興財団理事長 谷 村 裕 日本銀行顧問(前理事) 佃 亮 二 土屋陽一 三洋証券社長 野村総合研究所理事長 徳 田 博 美 西村正雄 日本興業銀行常務 中小企業信用保険公庫理事 橋 本 貞 夫 証券団体協議会常任委員長 長谷川 正 名 東京大学教授 堀 内 昭 義

「金融の証券化に対応した 資本市場の在り方について

はじめに

- 1. 欧米においては、金融の自由化、自己資 本比率規制の強化などを背景として、金融 の証券化、いわゆるセキュリタイゼーショ ンが急速に進展している。我が国において も、近年、コマーシャル・ペーパー(CP), 抵当証券等の市場が拡大するとともに, 住 宅ローン債権信託の受益権証書についても 商品性の改善が行われるなど金融の証券化 の進展が見られる。
- 2. 金融の証券化は、金融の自由化、国際化 と一体となって, 今後我が国においても避 けることのできない流れとして進展するも のと考えられ, 金融の証券化に関連する商 品の市場は、着実に拡大していくものと見 込まれる。したがって、これらの商品につ いて、その市場を整備するとともに十分な 投資家保護を図っていくことは、重要な課 題になると考えられる。

3. 以上の点を踏まえ、当研究会は金融の証券化を巡る諸問題について、昭和63年9月以降11回にわたり幅広く審議を行ってきた。

本報告書は当研究会におけるこれまでの 審議を踏まえ、金融の証券化に関する主要 な論点を整理するとともに、それぞれの論 点に関する基本的な考え方をとりまとめた 中間報告書である。

金融の証券化は今後着実に進展していく ものと考えられるため、当研究会において は引き続き所要の検討を行っていくことを 予定している。

第1章 金融の証券化の現状とその背景

第1節 欧米における現状

1. いわゆる金融の証券化の現象は1980年代以降注目されるようになった。

ユーロ市場においては、累積債務問題の 深刻化や市場参加者のニーズの多様化を背景として、1982年頃から銀行貸出が減少する一方、変動利付債、コマーシャル・ペーパー等を中心とする証券形態による資金調達が急速に増加した。以後証券形態を用いた新たな資金調達手段が次々に開発され、1980年代半ば以降、何らかの形で証券を用いる資金調達がユーロ市場の中心を占めるに至っている。この間、金融機関においては、証券投資を増加させるとともに、調達面でも変動利付債等による調達を増加させた結果、その資産・負債両面における有価証券比率が著しく増加した。

米国市場においては、コマーシャル・ペ ーパーを含めた証券形態による多様な資金 調達の方法が発達していたが、これに加えて1970年代には、 貯蓄金融機関の資金不足に対処し、住宅資金の安定的供給を図るため、住宅抵当貸付債権(住宅用モーゲージ・ローン)の流動化が始まった。1980年代に入ると、自動車ローン債権、リース債権、クレジット・カード債権等住宅金融以外の金融分野で、比較的定型化が容易な債権についても流動化が進み、更に商業用不動産の証券化も進展することとなった。

このほか、金融機関が各国の監督当局に よる自己資本比率規制の強化に対応するため、貸出債権を売却して総資産を圧縮する 動きが、ユーロ市場及び米国市場において 共通して見受けられる。

2. ユーロ市場における金融の証券化は、主 として企業金融の分野において、銀行借入 に比し相対的に証券形態による資金調達が 増加した点に特徴がある。

他方、米国市場においては、従来から企業全体の信用に基づく証券形態による多様な資金調達の方法が発達してきているが、近年、金融の証券化の現象として注目される特徴は、こうした従来の資金調達方法に加えて、金融機関、リース会社、事業会社等の企業が貸付債権等の資産を流動化して、市場において不特定多数の投資家から資金調達を行うという新しい仕組みが発達してきたことである。例えば、金融機関等が保有する住宅貸付債権等の多数の債権を信託等にプールし、そこから生ずるキャッシュ・フローを裏付けとして、資金調達が行われてきている。このように債権等の資

産を企業から区分し、その資産の価値を基礎として資金調達を行う仕組みは、資産金融(アセット・バックト・ファイナンス)と呼ばれている。このような仕組みを活用することにより、従来は資本市場を通じた資金調達が困難であった者も、新たに市場からの資金調達を行うことが容易になる。

3. 以上のとおり金融の証券化とは、企業金融及び資産金融の両分野において、主として、証券の形態を用いることにより資本市場からの資金調達が行われることが一般化していく現象を指すものである。

第2節 我が国における現状

金融の証券化は、我が国においても着実に 進展してきている。

企業金融の分野では、特に大企業の資金調達へと 達は銀行借入から証券形態での資金調達へと 大幅に移行している。短期金融市場における 商品の多様化も進んでいる。昭和62年にコ マーシャル・ペーパーが導入され、企業の短 期の資金繰りについて、証券形態による資金 調達が行われるようになった。また、譲渡性 を有する預金として昭和54年に導入された 譲渡性預金証書(CD)も、一面において は、金融機関の資金調達の証券化と見ること もできよう。

他方,我が国における資産の流動化の仕組 みとしては、例えば昭和40年代に創設された 住宅ローン債権信託がある。これは、金融機 関等の保有する住宅貸付債権の流動化を図っ たものであり、資産売却により資金調達を行 うものである。また、抵当権付債権の売却に より資金調達を行う仕組みとして抵当証券法 に基づく抵当証券がある。抵当証券について は、数年前よりこれを小口化して販売する手 法が開発され、その市場規模が急速に拡大し ている。

このように我が国においても、企業金融及び資産金融それぞれの分野において証券化の進展が見られる。また、昭和60年代以降、金融の証券化の進展に伴い登場した様々な海外の商品が、国内の投資家向けに販売されるようになってきている。

第3節 金融の証券化の背景

- 1. 金融の証券化の基本的な背景としては, 金融自由化に伴い金利の変動幅が増大し, 金融機関等において調達・運用の期間ミス・マッチのリスクが高まったことがある。 例えば,米国においては,1970年代以降の 高金利期に,貯蓄金融機関における期間ミス・マッチによる収益悪化が契機となり, これを解消することを目的として住宅貸付 債権の流動化が急速に進展した。また,ユーロ市場においても,累積債務問題の深刻 化による貸出債権の固定化により期間ミス・マッチのリスクが再認識され,証券形態 による運用・調達や貸出債権の流動化が進 展した。
- 2. 金融の証券化は、投資家と資金需要者が 市場で取引を行うという意味において、問 接金融を中心とした相対取引から市場機能 を一層活用した市場型取引への移行と捉え ることができる。このような性格を持つ金 融の証券化が可能となった背景としては、
 - ① 近年における情報通信面での技術革新

- の進展により、金融機関のみならず投資 家や資金調達者も金融情報を容易に入手 できるようになり、これらの者が自ら投 資判断を行うことが可能となったこと、
- ② 機関投資家の金融資産の蓄積が進んだ ことなどにより、投資家のリスク負担能 力が増大したこと、
- ③ 金融仲介に関しては、貸出審査や貸出 債権の保有・管理などの金融技術が必要 となるが、格付技術やリスク管理手法等 の発達に伴い、金融機関以外の市場参加 者の中にもこのような機能を担うことが できる者が現れてきたこと、

がある。

3. また、各国における為替管理の緩和、撤 廃等により、各国市場間の資金移動が増大 するにつれて、ユーロ市場を含め市場間の 国際的競争関係が強まったことを背景とし て、1980年代以降主要国が自国市場の空洞 化を回避するため、コマーシャル・ペーパ ーを導入するなど、市場の整備を積極的に 進めたことも金融の証券化に貢献した。

第2章 金融の証券化の展望

- 1. 我が国における金融の証券化の今後の動向を展望するに当たっては、資金調達者や 投資家のニーズ及び金融技術の観点から検 討を行うことが必要である。
- (1) 資金調達者のニーズ
- ① 金融機関においては、金融自由化に伴い 自由金利商品による資金調達が急速に増加 し、全国銀行の資金調達残高全体に占める 割合は昭和63年末で約3割に達している。

金利の自由化が今後小口預金にまで浸透していけば、このような傾向はますます顕著になっていくものと考えられる。他方、資金運用面においては、運用期間の長期化が進んでいるため、短期調達・長期運用の期間ミス・マッチのリスクが増大している。金融機関において、このようなリスクを回避する方策の一つとして、資産の流動化への強いニーズがある。

また、昭和63年7月にはバーゼル銀行規制監督委員会において、自己資本比率規制を国際的に統一し、主要国が協調して金融機関の自己資本比率を高めていくことが合意された。各金融機関においては、増資や転換社債の発行を行うなど自己資本比率規制の算式のうち分子に当たる自己資本勘定の充実に努めているが、このような試みに並行して、同規制の算式の分母である資産が増加することを抑制する必要があるとの認識が強くなっている。以上のような観点からも資産の流動化のニーズが高まっている。

② リース会社、信販会社又は消費者金融会社等においては、貸付資金の原資として社債の発行を行うことに対して出資法の制約が課されているため、既存の資本市場において十分な資金調達を行うことが困難である。したがって、これらの企業においては金融機関からの借入に資金調達の大宗を依存しているが、何らかの形で資本市場からの直接調達の手段を確保したいとのニーズは少なくない。

このような状況の下で、リース会社等に

おいては, コマーシャル・ペーパー発行の 強いニーズがあることに加え,

- イ. 資産と負債の期間ミス・マッチに伴う 金利変動リスクの回避を図るため、資産 の流動化が必要であること、
- ロ. 金融機関に対する自己資本比率規制の 強化によって、銀行貸出の伸びが鈍化す るのではないかとの懸念があること、
- ハ. 金融機関への過度の依存を脱却していく上で資産の流動化が有力な資金調達手 段となるのではないかとの期待があること,

などの理由により、リース債権等の保有資 産の流動化を図りたいとのニーズがある。

③ 事業会社においては、株式、社債のみならず、コマーシャル・ペーパーなどを含めた多様な資金調達手段の中から、自己の資金需要、金融環境等を踏まえ、幅広く市場から有利な資金調達を行いたいとのニーズがある。

また、我が国においても格付制度が徐々にではあるが 定着しつつあり、事業会社においては、優良な資産を区分し資産の流動化を図ることにより、高い格付を得てより有利な資金調達を行いたいという潜在的ニーズが存在する。また、例えば資本市場で多額の起債あるいはコマーシャル・ペーの発行を行っている総合商社等においては、資産を売却することにより期間ミス・マッチを解消するとともに、財務比率の改善によって自社の格付を向上させたいとのニーズがある。このようなニーズから、プラント輸出に伴う売掛金債権を、あらか

じめ締結した契約に基づいて流動化するという事例も見られる。

- ④ 海外で金融の証券化の進展に伴い登場する商品を利用して資金調達を行っている外国企業が、今後我が国においても同様の手段により資金調達を行おうとするニーズが生じる可能性もある。
- (2) 投資家のニーズ
- ① 機関投資家の金融資産の蓄積が進みその リスク負担能力が増大したことに伴い、よ り多様な手段により資金運用を行いたいと のニーズがある。事業会社においても効率 的な資金運用を志向し、複数の金融商品に ついてその条件や性格を総合的に考慮して 選別を行う傾向が強まっている。
- ② また個人投資家においても金融資産の蓄積に伴い、その中に占める預貯金以外の金融商品の割合が大きくなりつつあることはしばしば指摘されているとおりである。抵当証券の急成長は、一般投資家をはじめとする投資家の金利選好の高まりを反映したものと見ることもできる。
- ③ このように我が国においても、投資家の 資金運用のニーズは金利選好を含め一層多 様なものとなりつつあり、かなり広い範囲 の投資家層が新しく登場する商品への潜在 的な投資家として存在している。
- (3) 金融技術の動向
- ① 金融の証券化の進展は、様々な分野における個別の金融技術の蓄積に負うところが大きい。米国においては、膨大な数の債権の選別と管理を行うための高度な事務処理システム、格付技術、リスクの管理とマー

ケット・メイクのノウハウ等の要素が組み 合わされることにより、市場取引が可能な 多様な商品が登場することとなった。

② 我が国の場合

- イ. 事務処理システムの点については,技 術革新が着実に進展しており,住宅貸付 債権等について数万件に及ぶ債権の管理 を相対的に低いコストで行うことのでき るシステムを 開発 することは 可能で あ り,この点が金融の証券化の制約要因と なることはないと考えられる。
- ロ. 格付技術が、金融の証券化の本格的な 発展を支えるに足る機能を果たすために は、なお解決すべき課題は残されている が、格付制度は我が国においても今後着 実に定着していくものと考えられる。
- 2. 以上に述べたとおり、投資家及び資金調達者いずれの側においても、金融の証券化に関するニーズが少なくなく、また金融技術の蓄積も進んでいる。

我が国において、金融の証券化の進展に伴い登場している証券取引法の枠外にある商品(証券化関連商品)の市場は、公社債市場の規模(昭和63年末残高約260兆円)に比べればいまだ小さな規模にとどまっている。しかし、例えばコマーシャル・ペーパーの市場は、発足以来1年余りの間に9兆円に達する規模に拡大し、抵当証券もここ数年の間に販売残高が2兆円を超えるに至っている。また住宅ローン債権信託については、昭和63年の制度の見直し以降新たに約30に上る金融機関等により住宅貸付債権の流動化が行われている。なお、このほ

か金融機関の地方公共団体等に対する債権 の流動化についても、金融制度調査会においてその具体的方策がとりまとめられ、一 般貸付債権の流動化についても、同調査会 において検討が行われている。

我が国における金融の証券化は、基本的には金利の自由化をはじめとする金融の自由化、国際化を背景とするものであり、今後金融の自由化の進展と一体となって我が国においても避けることのできない流れとして進展するものと考えられる。

第3章 金融の証券化への対応

第1節 市場整備の必要性

1. 我が国における金融の証券化はまだ緒に ついたばかりであるが、今後金融の証券化 が避けることのできない流れであることを 考慮すれば、これに対応して証券化関連商 品の市場の整備をどのように進めていくべ きかという点が問題となる。

証券化関連商品の市場の参加者がニーズ に応じて自由に利用することが可能になる ように、市場の整備を進めることは、全体 として我が国資本市場が厚みと効率性を高 め、国際的に通用する市場となることにも 寄与することとなる。また、住宅貸付債権 や自動車ローン債権、リース債権などの資 産が流動化され、市場からの資金調達が行 われれば、個人金融・中小企業金融の分野 に対して、一層効率的な資金供給が行われ ることとなり、また国内社会資本の整備に つながるという意味で国民経済的に見ても 有益であるということも指摘できよう。 こうした点を踏まえ、我が国においても 資本市場の健全かつ円滑な発展を図る見地 から、制度的、行政的に金融の証券化に対 応するための方策についての検討を進め、 市場の整備を図ることが不可欠である。

2. なお、市場整備に当たっては、機関投資家のみが参加する市場と一般投資家が参加する市場とを区別して制度を定めるべきであるとの意見もある。しかし、そもそも金融の証券化の基本的な性格は市場において資金調達が行われるという点にある。したがって、証券化関連商品に関する制度については、市場の健全な発展を図るためには、一般投資家を含めたできるだけ幅広い範囲の市場参加者を念頭において総合的な検討を進める必要がある。

第2節 資本市場等における諸制度・諸慣行 についての見直しの必要性

1. 金融の証券化に伴い登場する商品は、証券取引法上の有価証券と類似した側面を有している。例えばコマーシャル・ペーパーは、企業による資金調達の方法として、実際上社債と同様の経済的機能を有している。

また、資産の流動化も社債の取引と類似した側面がある。すなわち、資金調達を行う企業にとっては、社債発行を行う場合においても、保有する資産を流動化する場合においても、これらは資金調達の手段としては、同様の経済的効果を有している。次に投資家にとっても、例えば企業が銀行借入れを選択した場合において、銀行が企業に貸し出した債権の流動化を行い投資家が

これを購入すれば,これは当該企業の発行 した社債の購入と類似した効果を有するこ とになる。

2. 今後 証券化関連商品が 更に 多様化 すれば、証券化関連商品と証券取引法上の有価証券とされている社債などとの区分が、ますます曖昧なものになっていくと考えられる。

したがって, 証券化関連商品の市場整備を進めるに当たっては, 資本市場等における既存の諸制度・諸慣行の見直しも視野に入れて検討することが重要である。

第4章 金融の証券化に伴う問題点

第1節総論

近年我が国においても, コマーシャル・ペ ーパー, 住宅ローン債権信託等金融の証券化 に関連した新しい商品の市場が拡大しつつあ る。これらについては、金融機関や証券会社 に対する個別の通達等により, その商品性や 取扱要領が示されている。 すなわち, これら の商品については、一般的なディスクロージ ャー制度, 取引の公正確保のための規制, 市 場における取引のルール等投資家保護のため の措置が法的に十分手当てされていないこと なども考慮して, 通達により最低販売単位の 設定、販売対象の限定など商品性を制約する ことにより,一般投資家に販売されることを 回避し、投資家保護の措置に代えているのが 現状である。また、これらの商品の取扱業者 についても, 法令ではなく通達等によりその 範囲が定められている。

近年、証券化関連商品の市場が拡大してお

り、一般投資家を念頭において市場整備を図ることが必要であるという点を考慮すれば、 このような取扱いには問題が多いと考えられる。

したがって、証券化関連商品についてディスクロージャー制度、取引の公正確保のための規制、市場取引のルール及び取扱業者の範囲に関し問題点を整理し、体系的な規制の在り方について検討を行う必要がある。また、これに関連して、証券化関連商品の市場の健全な発展を図るためには資本市場等における諸制度・諸慣行についても、見直しを行う必要がある。

第2節 ディスクロージャー制度

- 1. 投資家に対して、投資判断を行うに当た って 必要な情報が 正確に 開示されること は、投資家の的確な投資判断に資するとと もに、自己責任の原則を基礎とする投資家 保護を図るために必要不可欠のものと考え られる。特に、商品の流通性が制約されて いる商品であっても,不特定多数の者に勧 誘・販売が行われる場合には、投資家に対 し十分な情報が提供される必要があること から, ディスクロージャー制度は, 投資家 保護上重要な意義を持つ。また、当初は特 定の投資家に対して販売される商品であっ ても,流通市場において不特定多数の者に より取引される可能性がある場合には、同 様にディスクロージャー制度により投資家 保護を図ることが必要である。
- 2. 証券化関連商品に関する情報開示の現状 については、例えばコマーシャル・ペーパ ーの場合、通達によって顧客に対して発行

体等に関する説明書を交付することが義務 付けられている。また、信託受益権証書の 場合、信託法において、委託者及び受益者 に対し信託財産の財産目録等について閲覧 請求権が認められている。しかし、不特定 多数の者に勧誘・販売される証券化関連商 品を想定すると、現状における情報開示の 対象者や内容は必ずしも適切なものではな い。むしろこれまでは、証券化関連商品に ついて発行者、取扱業者や投資家の範囲を 限定し、また、商品性を制約することによ り、投資家保護の問題が生ずることを回避 してきたという面も否定できない。

- 3. しかしながら、金融の証券化の進展に伴い、証券化関連商品に対するニーズは今後一層多様なものとなろう。商品の内容や投資家等の範囲について個々に制約を課すというこれまでの対応を続けていれば、市場の健全な発展が阻害されることとなろう。したがって、自己責任の原則を基礎とする投資家保護の観点から、証券化関連商品に関するディスクロージャーについて体系的な制度を整備することが重要であり、また、これにより新しい商品について包括的に対応することが可能となる。
- 4. また、金融の証券化の進展に伴い、特定 の資産に係る将来のキュッシュ・フローを 引当てにして資金調達を行う形態のものも 登場してきている。このような商品につい ては、その裏付けとなっている資産の内容 が投資判断にとって重要な要素である。し たがって、このような形態の資金調達につ いては、その資産の内容が十分開示される

ようディスクロージャー制度の整備を行う ことが必要である。

その際、具体的に開示すべき事項については、商品の内容や特性、経済的機能等に対応して極力体系的にこれを定めることが必要である。

(注) 投資家保護を目的としたディスクロージャーの規制としては証券取引法の規定がある。 すなわち、大蔵大臣に届け出られた発行開示 書類及び継続開示書類は、広く一般投資家の 投資判断の参考とするため、公衆縦覧に供され、これらの書類の重要な事項に虚偽記載等 がある場合には、訂正命令や刊事罰則のほか、これに伴う損害賠償責任が課されること となっている。

第3節 取引の公正確保のための規制

- 1. 取引の公正確保のための規制は、投資家 保護の観点に立つ場合、ディスクロージャーと同様に重要な意義を有している。証券 取引法においては、市場における公正な価 格形成の確保を目的として、すべての市場 参加者に対して、詐欺的行為の禁止、仮装 売買、相場操縦等の禁止に関する規定が置 かれている。また、仲介業者である証券会 社に対し、不当勧誘の禁止、仮名口座の受 託禁止等の規制が行われている。
- 2. 現在, 証券化関連商品については, 取引 の公正を確保するための規制は定められて おらず, 通達等により発行者, 取扱業者や 投資家の範囲を限定し, 投資家保護の措置 に代えている。しかしながら, 今後証券化 関連商品が一般投資家にも購入されるなど 市場参加者の範囲が広がる場合には, このような対応により取引の公正を確保することは 困難に なると 考えられる。したがっ

て、法令により取引の公正確保のための規 制を整備することが必要である。

第4節 市場取引ルール

- 1. 我が国の証券化関連商品については、発 行者が買戻しを行うことにより換金性が確 保されている場合が多く、現在のところ必 ずしも流通市場は形成されていない。しか しながら、証券化関連商品の発行市場が拡 大していくこととなれば、これに伴い、流 通市場の整備を図ることが重要となる。
- 2. 流通市場が整備されることにより、需給 を的確に反映した価格の形成が行われると ともに、投資家が自由に市場に参加し取引 を行うことが可能となり、ひいては、資金 調達者にとってもコストが低減することに なる。

したがって、証券化関連商品について市 場取引のルールを定めることにより、流通 市場の整備を図ることが重要な課題である と考えられる。

(注) 証券取引法に定める有価証券の売買その他の取引に関しては、流通市場の健全な発展の基盤となる市場取引のルールとして、仲介業者である証券会社に対して、証券会社による売買報告書の交付、気配値の公表等マーケット・メイクの方法など取引のルールが定められている。

第5節 取扱業者の範囲

1. 現在、証券化関連商品の取扱業者については、多くの場合、通達によりその範囲が定められている。例えばコマーシャル・ペーパーについては、銀行、証券会社等による取扱いが認められており、また、住宅ローン債権信託の受益権証書については、受

託者である信託銀行及び委託者である金融 機関等による流通取扱いが認められている。

しかし、こうした取扱いは、法令により 定められたものではなく、また、通達の及 ばない範囲の者については、何らの規制も 行われていないため、投資家の保護を図り 市場の健全な発展を促す観点からは問題が ある。

- 2. 今後も様々な証券化関連商品が開発されることを考慮すれば、証券化関連商品の取扱業者の資格要件や業務の範囲については、法令によりこれを定めることが必要である。具体的にどのような範囲の者にその取扱いを認めることが適当であるかについては、競争原理の確保を図り、市場の健全な発展を期する観点から、次の諸点を総合的に勘案して検討を行うべきである。
 - ① 市場における円滑な取引に貢献し、十 分なサービスを提供する上で、金融・証 券市場や取扱い商品に関する十分な知識 ・経験を有しているか。
 - ② 投資家保護の観点から、十分な経営基 盤を有しているか。
 - ③ 投資家との間の利益相反やいわゆる企業支配の問題が生じるおそれがないか。

第6節 資本市場における諸問題 第1款 格 付

1. 金融の証券化に伴い,発行体や投資家の ニーズに応じて多様な商品が開発されることになると考えられ,この場合,投資家の 側において商品の安全性を比較検討することは極めて困難であり、投資判断を行うに 当たり、格付を利用することが重要となる。特に資産の流動化を目的として開発される商品は複雑な仕組みを持つものも多く、格付の役割が一層重要となる。

他方,証券市場において格付制度が定着 している場合には、発行体においては、資 産の売却により自らの財務内容を改善して 高格付を取得しようとし、あるいはまた優 良な資産を切り離し、それを裏付けにして 高格付の債券を発行しようとする誘因が働 くこととなり、この面から証券化の進展が 促される。

このように金融の証券化の進展と格付制 度の定着は、密接な関連を有しており相互 に影響を及ぼし合うものと考えられる。

- 2. 米国においては、投資家をはじめとして 広く市場関係者に格付制度が浸透している 結果、格付の高低が投資利回り、すなわち 資金調達のコストに反映されており、格付 は金融の証券化の進展に一層重要な役割を 果たしてきている。格付機関の側において も、金融の証券化の仕組みに対応した格付 の手法の 開発やデータの 整備が 進んでい る。
- 3. 我が国においても、適債基準における格付利用の導入やその拡大、CP格付の導入等もあって、徐々にではあるが格付は定着してきているが、我が国市場での格付の歴史は浅く、格付が市場関係者の理解と信頼を得て、十分に利用されるようになるためには課題も多いと考えられる。したがって、今後とも格付制度については、市場関係者の理解と協力を得て、その利用を進

め,一層の定着を図っていくための措置を 検討する必要がある。

この点に関連して,現行の適債基準等の 社債発行ルールについては,ディスクロー ジャー制度や格付制度等の投資家保護のた めの環境整備と併せて,廃止に向けて引き 続き見直しを行っていくことが望ましい。

第2款 社債の発行限度規制

1. 米国においては資産流動化の方法の一つ として、新たに会社(特別目的会社)を設 立し、その会社に債権等の資産を売却した 上で、その会社が資産を裏付けとする債券 を発行するという例が数多く見られる。

しかしながら、我が国においては社債発 行限度規制との関係から、優良な資産を特 別目的会社に譲渡し、その会社が資産を裏 付けにして債券を発行することは、実際上 困難である。

2. 社債発行限度規制については、これまで 当審議会においてもその見直しについて提 言を行ってきたところであるが、このよう な金融の証券化の進展への対応という面か らもその見直しを進めていく必要が高まっ ている。

こうした観点からも、現行の社債発行限 度規制については、これを基本的には撤廃 する方向で検討を進め、早急に法改正を行 うことが望まれる。

第3款 商品性の制約

1. 金融の証券化の進展は、投資家及び資金 調達者のニーズに応じて多様な資金運用・ 調達手段を提供することが可能になる点に おいて大きな意義を有している。したがっ

- て,多様な証券化関連商品が開発され,そ の市場が形成されていくことが望ましい。
- 2. 我が国社債市場においては、銀行貸出しや中・短期の金融商品との競合等の関連から、社債の期間等商品性に制約が課されており、変動利付債や中・短期債の発行が行われていないなど、発行会社及び投資家のニーズが十分に満たされていないという問題がある。

当審議会は社債の多様化について,これをより一層進めていくべきであるとの提言をこれまでも行ってきたところであり,年限,償還方法については,ある程度弾力化が行われてきているが,現状のような制約がそのまま証券化関連商品の市場にも持ち込まれることとなれば,証券化の進展にとって阻害要因となりかねない。例えば住宅ローン債権信託の受益権証書については,住宅金融専門会社を委託者とする場合を除き,期間5年を超えるものについてのみ発行が認められるという形で商品性が制限されている。

3. 金融の証券化の流れに対応して、効率的で厚みのある資本市場の発展を確保していくためには、このような商品性の制約について見直しを行っていくことが重要である。また、今後開発される証券化関連商品についても、同様の観点から商品性を制約することは望ましくないと考えられる。

第4款 受託制度

1. 米国では、1939年信託証書法が定められており、金融の証券化に関連する商品についても、権利者の利益を代表しその権利を保

護する役割を負うものとして,広くトラスティがおかれている。

我が国において金融の証券化に対応した 市場整備を検討するに当たっては、投資家 保護の観点から、このような米国の法制を 参考とすべきと考えられるが、その際、現 在の受託制度をそのまま利用することには 問題があると考えられる。

2. すなわち,我が国の現在の社債の受託制度については,受託会社が起債の仕組みに幅広く関与している結果,受託会社と引受証券会社間の役割と責任の分担が曖昧である等の指摘がなされており,社債の受託制度の在り方については,受託会社の機能の明確化,受託会社の資格要件の緩和について法制審議会において検討が進められているところである。このような社債の受託制度の検討と併せて,証券化関連商品市場の健全な発展を図るためには,別途証券化関連商品の受託の仕組みに関し,例えば前述のトラスティ制度の導入についても検討を行うべきである。

第7節 その他の諸問題

第1款 信託制度等との関連

1. 我が国では、現在のところ、多数の債権等の資産を流動化するに当たりその資産をプールする仕組みとして会社形態を用いることは社債発行限度額の規制等の制約があるため困難であり、この仕組みとしては信託制度が用いられている。

関係者の多様なニーズに応じた証券化へ の取組みを可能にするため、今後、例えば 特別目的会社による債券発行を可能とする ような仕組みを検討し、これに伴う制約を 除去するため所要の措置を講ずるべきであ る。

- 2. 信託を用いた仕組みについても、金融の 証券化の手法として信託の機能を一層活用 することが必要であると考えられる。この ような観点から、利用者のニーズに的確に 応え、証券化への 取組みを 容易に するた め、信託銀行以外の者が受託者として信託 の仕組みを幅広く活用できるようにするこ とが必要であるとの指摘が行われた。
- 3. なお,現在の信託の仕組みを前提とした場合,我が国の信託受益権は指名債権であり,その譲渡は受託者への通知又は受託者の承諾が必要であるため、十分な流通性を前提にしたものとは言い難い。

今後、信託受益権の流通性についても、 どのような信託受益権を流通させることが 適当か、また、市場の整備という観点から いかなる措置が必要かなどの点について、 十分な検討を行う必要がある。

(注) 我が国においては、これまで一般に法律上明確に規定されているか又は慣習法上認められる場合を除き、法律上の権利を指図証券又は無記名証券とすることは困難ではないかと考えられてきた。しかし、譲渡性を有する信託受益権については二重譲渡又は証書の紛失の場合の取扱いなど、当事者の権利関係に不都合が生じることのないよう契約内容を信託行為で定め、信託契約の重要な条項を証券に記載する、というような手当てを施すならば、受益権を指図証券や無記名証券に化体させることを認めて差支えないのではないか、という考え方が学説上は有力である。

第2款 証券投資信託との関連

証券化関連商品に対する一般投資家の多様

なニーズを満たす観点から、証券化関連商品を証券投資信託の組入れ対象とすることについても、検討を行うことが必要である。なお、証券投資信託の活用が可能となれば、一般投資家の資金を円滑に導入することを通じて、証券化関連商品の市場の発展にも資するものと考えられる。

第3款 出資法との関連

リース会社等はリース業務等の本来業務の ほかに資金の貸付業務を営んでいることが一 般的であり、この場合にはいわゆる出資法に より 社債の 発行が 制約されている。 すなわ ち、出資法第2条第3項によれば、主として 貸付けを行うことを業とする者は、貸付金に 充てるため社債発行を行うことが禁止されて おり、社債の発行は設備資金など貸付資金以 外の資金の 調達を 行う場合に 限定されてい る。

当研究会において、このような企業から、 金融の証券化の進展に対応するため資本市場 における資金調達手段の多様化を図りたいと の強い要望が表明された。

出資法上の制約については、同法の本来の 立法趣旨を踏まえつつこのような観点から検 討を行う必要がある。

第4款 税制との関連

我が国の税制においては、信託を用いて債権等の資産を流動化する場合には、資産の収益について信託の受託者の段階では課税が行われず、信託の受益者である投資家の段階で課税が行われる。他方、特別目的会社を用いて資産を流動化する場合に、投資家の権利がその会社が取得した債権等の資産を担保に発

行された社債の形態であるときは、その資産の収益は会社の益金となるが、会社が支払り社債の利子は損金となるので、資産から生ずる収益(キャッシュ・フロー)に対しては実質的に社債利子の支払いを受ける投資家の段階で課税されることになる。また、投資家の権利がその会社の株式の形態であるときは、その資産から生ずるキャッシュ・フローについては会社の段階で課税され、株主の段階で配当控除により負担調整が行われる。このように、資産の流動化を行う場合、資産をブールする機関が信託であるか会社であるかなどによって、その資産に対する法律上の権利関係を異にすることから、キャッシュ・フローに対する課税上の扱いが異なっている。

今後金融の証券化の仕組みを用いた多様なニーズに応じた商品の開発に当たっては、資産をプールする機関の法的性格の差異に伴い生ずる税法上の取扱いの問題を含め金融の証券化に用いられる諸制度の在り方について検討する必要がある。

(注) 米国の税制においては、資産の流動化に当たり、一般にはその資産をプールする機関が信託であれば信託の受益者の段階で課税が行われ、会社であれば会社の段階及び株主の段階で課税が行われる。この場合、米国においては会社に対する課税と株主に対する課税との間での負担調整は行われていない。 ただし、特に住宅ローン等の不動産に係る一定の要件を満たす債権を、流動化する場合に限って、資産をプールする機関が信託であるか会社であるかにかかわらず、キャッシュ・フローに対する課税は投資家の段階で行うこととされている。

第5章 制度の整備に関する基本的考え方

第1節 証券化関連商品についての望ましい 法的枠組み

第1款 一般的な法的枠組みの整備の必要性

- 1. 今後金融の証券化が進展していく場合, これまでのように商品毎に個別の対応を続 けていくこととなれば,その都度行政的な 調整が必要となる。したがって,新たなニーズに対応して開発される証券化関連商品 の市場を迅速に整備することが難しく,ま た,商品性が制約され,市場の形成そのも のが阻害されるという問題が生ずる。
- 2. 米国においては、1933年証券法及び1934 年証券取引所法上の「証券」は包括的に規 定されている。その結果極めて広い範囲の 証券が同法の適用対象となり、これらの証 券について投資家保護が図られている。我 が国においても今後種々の商品が登場して くる可能性があることを考慮すれば, 事後 に個々の立法や行政措置等によりこれに対 応するのではなく、あらかじめ法制上の枠 組みを定め、多様な新しい商品に機動的に 対応することにより,投資家保護を図るべ きであると考えられる。なお、あらかじめ 制度的枠組みが明確になっていれば、新商 品を開発する側にとっても、法的な取扱い を予見することができ、その開発が促進さ れる面もあると考えられる。
- 3. 証券化関連商品について制度面での整備を行う場合、企業がそのニーズに応じた資金調達を行うことができ、かつ、投資家が自主的、客観的に投資判断を行えるような

市場づくりを念頭において検討が行われるべきである。また特に、証券化関連商品には様々な金融技術を駆使した技術革新的なものが多いことを考慮すれば、市場の創意工夫を極力阻害しないようにすることが必要である。したがって、個々の商品に係る規制ではなく、一般的な枠組みとして、前章において検討を行ったディスクロージャー制度、取引の公正確保のための規制、市場取引のルール及び取扱業者の範囲に係る事項について、法制上の規制を整備することが望ましい。

第2款 法制整備の在り方

- 1. 証券化関連商品の法制整備に当たっては、以下の点を考慮し、証券取引法の基本的な仕組みを活用する方向で検討を行うことが適当であるとの意見が多数であった。
 - ① 上記のような市場における投資家保護 のための規定は、証券取引法において包 括的かつ体系的に定められており、これ まで長期間にわたり運用の経験が積み重 ねられてきていること
 - ② 証券化関連商品について投資家保護のための法的枠組みの整備を図るに当たっては、今後証券化関連商品と社債等の有価証券とが一体となって市場を形成していくという点を考慮すれば、証券化関連商品については、証券取引法上の有価証券に関する規制と整合性のとれた法制整備を図ることが望ましいこと
 - ③ ディスクロージャー制度,取引の公正 確保のための規制,市場取引ルールなど の規制については,基本的には証券取引

法と共通する原則により律することが可 能であること

④ 米国,英国において株式,社債等の伝統的な商品のみならず,証券化関連商品について包括的,統一的に同一の法体系の下で規制が行われていること

法制整備の具体的な手法については、現 段階で結論を出すことは時期尚早であり、 今後新規立法の可能性をも含め更に検討を 加えることが適当ではないかとの意見もあった。

2. 証券化関連商品について証券取引法の仕組みを活用することとした場合において、証券化関連商品に関するディスクロージャー制度、取引の公正確保のための規制、市場取引ルールなどの諸規制は、基本的には証券取引法と共通する原則により律することが可能であるとしても、具体的な規定の内容については、証券化関連商品の性格に応じてどのような措置が必要であるか否かについて今後更に検討を行う必要がある。

また、現行の証券取引法の下では、同法 上の有価証券とされれば、原則としてその 取扱業者は証券会社に限定されてしまうこ とになる。証券化関連商品については、第 4章第5節で述べたような観点から、取扱 業者の範囲について今後検討を進める必要 があるが、この場合その取扱業者に関する 証券取引法の規制の在り方について、あら ためて見直しを行うことが必要となると考 えられる。

第3款 私募証券の規制の在り方との関連 証券化関連商品については、一般投資家を 含めた幅広い範囲の投資家を前提として制度 の整備を行う必要があるが、その場合、機関 投資家等特定の投資家の間に取引が限定され る商品もあると考えられる。このような商品 に関しては、私募事業債と取引の形態が類似 している面もあり、一般的な制度の枠組みを 整備する場合に、これをどのように取り扱う ことが適当であるかについて、私募事業債の 取扱ルールとの整合性にも配慮しつつ検討を 行うことが必要である。

その際,証券取引法上の投資家保護の在り 方との関連を踏まえ,併せて私募証券一般に ついても,公募・私募の区分を含め体系的な 規制の在り方を検討することが望ましい。

第2節 関連制度等についての見直しの必要 性

現在の資本市場等に関する諸制度・諸慣行は、金融の証券化の進展に伴い登場する商品を前提として形成されたものではなく、したがって、第4章第6節及び第7節において指摘したように、種々の既存の諸制度・諸慣行がこのような商品の市場の健全な発展を妨げるおそれがあると考えられる。

金融の証券化に対応して市場整備を進める に当たっては、証券取引法のみならず、関連 する諸制度・諸慣行について、幅広く見直し を行うことが必要である。

結 び

金融の証券化は金融自由化,情報通信の技術革新,市場の機関化現象などを背景として 進展してきたものであり,金融の自由化,国際化と並び金融の構造的な変化をもたらして いる大きな要因の一つである。金融の証券化 は、今後我が国においても避けることのできない流れとして進展し、我が国資本市場の在り方に大きな影響を及ぼすものと考えられ、このような意味において証券取引制度の基本に係わる問題である。

関係者においても,我が国資本市場の健全な発展を図る観点に立ち,本報告書において 指摘された資本市場等における諸制度・諸慣 行について早急に見直しを行い,措置するこ とが可能なものについては、速やかに実施していくことが望ましい。これに関連して、当 審議会の所掌を越える事項については、関係 各審議会等においても所要の検討が行われる ことが望まれる。

当研究会においては、本報告書における考え方を踏まえ、金融の証券化に対応する制度の整備に向けて今後更に掘り下げた検討を行う予定である。

*

*

garan da sa kalabah berbebah bilan Kabupatèn da sa kabupatèn da Kabupatèn Baran

Supplied the supplied of the supp